

令和8年度 佐賀県中小企業 事業継続力強化支援事業費補助金

中小企業の防災・減災のための設備投資を支援します！



補助対象事業

◆事業継続力の強化に向けた体制整備に取り組む事業で、**防災・減災を図るための設備投資に係る事業**

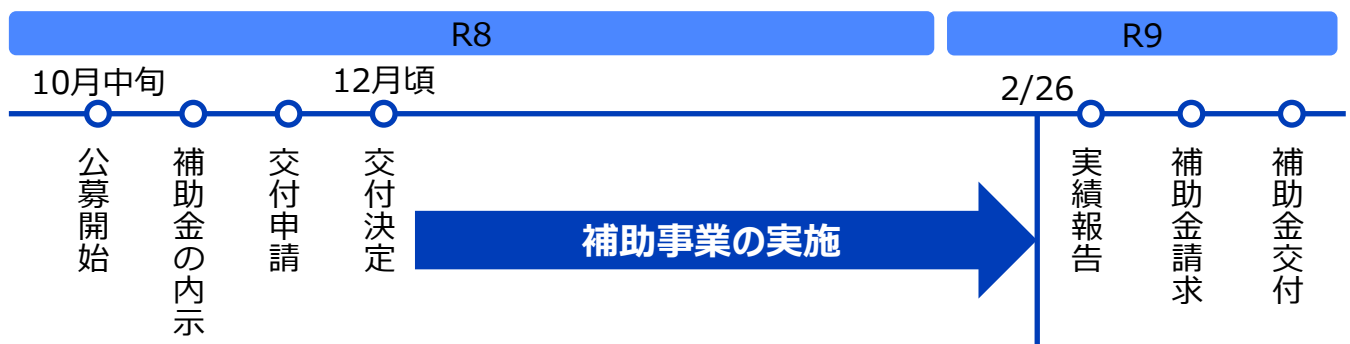
(例：止水板、排水ポンプ、自家発電機、防火シャッター、排煙設備 等)

補助率・上限額

対象事業	補助率	補助上限額
設備費	2 / 3 以内	100万円

提出期間・スケジュール

【三次募集】令和8年10月9日(金) ～ 11月5日(木) (当日必着)



佐賀県中小企業事業継続力強化支援事業費補助金

補助対象者

- ◆ 県内に所在する中小企業（法人・個人事業主）
中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に掲げる事業者。

補助対象経費

補助対象経費

補助事業の遂行に必要な機械装置等の導入に要する経費。
補助事業の遂行に必要な事務所等の改装に要する経費。

提出書類

- ◆ 計画認定申請書（事業計画、収支予算書 等）
- ◆ 事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画
- ◆ 自然災害等による損害を補償する保険又は共済の加入を証する書類
（未加入の場合は実績報告までに加入し、提出）

申請方法

・申請は商工会議所又は商工会を窓口としています。申請や報告等は最寄りの商工会議所又は商工会までお願いします。

交付の流れ

